

午後1時30分開会

○小林委員長 こんにちは。ただいまから企画総務委員会を開会いたします。座ってやらせていただきます。

傍聴の方をお願いいたします。当委員会では、撮影、録音、パソコンなどの使用は認めておりませんので、あらかじめご了承くださいと思います。

日程に入る前に、本日付の名簿をお配りしております。遅くなりましたが、昨年10月に委員の会派に異動があったこと、2月1日付で理事者に異動があったため修正いたしましたのでご確認ください。星のついている方が異動があった方です。広報広聴課長（事務取扱）中田治子課長になります。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 欠席届が出ております。産業企画担当課長、森内課長が公務出張のため欠席です。

本日の日程及び資料をお配りしています。地域振興部報告4件、政策経営部の報告9件、これによって進めたいと思いますが、よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、日程1、報告事項に入ります。

地域振興部（1）レシートを活用した区民生活応援事業の進捗について、理事者から説明を求めます。

○高橋商工観光課長 それでは、地域振興部資料1に基づきまして、少しお時間を頂きまして、レシートを活用した区民生活応援事業の進捗について報告申し上げます。

まず、これまでの経過と今後の予定について申し上げます。昨年10月13日の企画総務委員会で実施についてご説明申し上げました。その後、まず各町会長会議や、それからご希望のあった婦人部長会議でご説明をさせていただきました。そして、広報千代田11月20日号の掲載に合わせ、区のホームページやSNSで発信し、本人確認登録を開始しております。また、併せてコールセンターと支援窓口を開設しております。支援窓口は各出張所にも回しまして、区民の皆様の近くでご案内をさせていただきました。12月1日には周知ちらしの全戸配布を開始、12月4日から事業を開始し、現時点においては予定していた2月29日をもって終了することを想定しております。区民の皆様は7月31日をもってポイントの有効期限を迎えますので、それまでの間に現金化であったり、電子チケット、eギフト券に変更することができます。

続きまして、現時点の利用状況について申し上げます。これは日々動いている情報ですので、こちら資料については1月30日午前8時30分時点の情報を使用しております。

①登録人数です。これは本人確認した人数でございますが、現時点で1万2,902人です。内訳を見ますと、40歳代が全体構成の約3割を占めております。また、住民基本台帳の人数に対する登録率、こちらはちょっと資料はないんですけども——が一番高かったのは50歳代で約27%の方にご登録いただきました。なお、40歳代は26.8%でした。一方で、9歳までのお子さんや90歳以上の方も何らかの形でご利用いただいたということも分かりました。

続きまして、②の参加人数です。こちらは1回以上レシート投稿をした人数ですが、こちらが1万2,677人。

③の還元ポイントは1億7,566万円余のポイント、これは円とも読み替えられますが、これが区から区民の皆様への還元額になります。

④の消費額は、読み込まれたレシートの合計額の総額です。例えば5,000円の消費をした場合に、または1万円の消費をした場合でも、読み込んだ日1日当たり最大1,000円のポイントがつくわけですけれども、この5,000円または1万円の部分の総計がこの額になります。このことから、こちら最低限の経済効果と言えようかと思いますが、こちらが12億7,410万円余でございます。日々のデータを取りますと、クリスマスや年末年始、それから成人の日などに多く利用がされておりました。例えば、飲食店を選ぶとき、例えば百貨店を選ぶときに、区内の店舗を選択するという効果が少なからずあったと思われまます。

続きまして、⑤の事業終了の想定日ですが、先ほど少し申し上げさせていただきましたが、これまでの消費傾向を踏まえまますと、ぎりぎり予定どおり2月29日まで持ちこたえられると考えております。ただ、駆け込み需要等によって数日早く終了する可能性も現時点では含んでございます。

参考といたしまして、支援窓口やコールセンターでのご相談件数をお知らせしております。実際にはこのほかに私ども商工観光課にお寄せいただいたご相談もたくさんありますので、あくまでも参考とさせていただきます。

今回、このレシ活は初めてのチャレンジでございました。区議の皆様にもたくさんの声が寄せられたと伺ってございます。このレシ活、ほかの自治体の先行事例で分かっていた課題点は全て事前に解決して臨んだというところではございましたが、実際にやってみて初めて分かること、また想定していた以上の課題も分かっています。寄せられたご意見はその多くが高齢の方であったと実感してございます。

代表的なものをお知らせいたしますと、まずスマートフォンをお持ちでない方からは不公平だということ、それから、現金を配布すべきだというご意見を頂きました。ご意見に対しましては、このレシ活という方法を選択した趣旨、それからコロナ禍で傷んだ区内店舗に負担をかけない、それと少しでも広くご利用いただきたい。そういったことからのチャレンジであるということをご説明させていただいております。

一方、想定を超えていたことは、スマートフォンのOSが更新できない機器が一定数存在しているということでした。このことについてもたくさんのお声を頂きました。このご意見は本人確認を開始してすぐ寄せられましたので、例えばスマートフォンを貸与できないかということも検討いたしました。その中で、他の自治体でスマートフォンを高齢者に貸与したという先行事例がございましたので、そういった詳細を確認させていただきましたが、実際のご利用の案内の難しさ、それから管理し切れないご利用の範囲、例えば想定外のサイトを見てしまって課金されてしまうとか、それから契約して実装するまでに時間がかかるということで、レシ活期間終了までに間に合わないということが分かりまして断念したという経緯がございます。このほかに業者に丸投げだという厳しいご意見も多数頂きました。これは、特にコールセンターをご利用いただいた方に多く見られた状況でございます。コールセンターはアプリ事業者が契約しているものなのですが、コールセンターの従事者が千代田区の地理などを理解しておらず、もどかしい思いをさせた結果だと考えます。例えば、支援窓口の場所、私ども商工観光課が入っております千代田会館、

こちらは役所の反対側だよねという簡単なご質問に関しても、コールセンターは住所は分かるんですが近隣との位置関係が分からないということがございまして、分かりませんと。じゃあ私の家の近くにある支援窓口はどこなのとなったときにも、そのご自宅との地理関係が分からないことから答えられませんというようになってしまった。このようなところからのご意見になったと思われまます。こういったご意見を頂いた場合は、すぐにアプリ事業者と連絡を取り合っておりましたけれども、やはり千代田区をよく知らないコールセンターの従事者としては答える限界もあるということも今回よく分かりました。

それから、ふだんはスマートフォンを電話としてのみご利用いただく方の事例といたしまして、写真がうまく撮れておらず、本人確認やレシートの登録ができなかったり、アンケート入力に当たって数字から文字入力に切り替えることが難しかったり、そもそも画面の文字が小さくて見えないというご意見も頂きました。この辺りは私どもの配慮が至らなかった反省すべき点として認識してございます。また、私ども商工観光課に頂いたご意見は全てお叱りであったという点、それから過去に行った同様の事業で頂いているご意見、それと、他区の事例を踏まえますと、区民の皆様全員を支える生活支援と、それから区内の消費喚起、これを一緒に行うということの難しさも今回実感したというところでございます。

今後、まずはこのレシ活の終了後、できる分析を尽くしまして、今後の商店街振興等に生かしてまいります。また、今回の事業を総括いたしまして、今後、同趣旨の制度の実施に向けた課題であるとか論点整理を行ってまいりたいと考えております。

最後は、これまで実施してきた区内の消費喚起、区民生活支援事業の比較でございます。別紙をご覧ください。これまで右からスタンプカード、それからプレミアム付商品券、キャッシュレス決済、レシ活等を実施してまいったところでございます。それぞれ対象者も様々な設定で実施してまいりましたが、キャッシュレス決済につきましては区民限定という選択肢が取れないということもございました。また、プレミアム付商品券、令和元年度につきましては、低所得者と子育て世帯に特化して、ちょっと数字は書いていないんですが、対象者としては8,918人いたと。そのうち購入を希望されて引換券を交付したのが4,830人ということが分かりました。対象店舗につきましては、レシ活については登録時に店舗の電話番号を入力していただいているのですが、その電話番号をソートしたユニーク数、一つの店舗に一つと考えられると思っておりますけれども――が、1万8,636件あったことが分かりました。これは過去最大の店舗数であったことがうかがえます。なお、キャッシュレス決済の店舗数で4,675IDとございますが、これは運営事業者が加盟事業者に付与しているID数ですので、こちらにも1店舗二つ持っている場合もあると。また、IDはあるけれども参加していない場合もあるということで、あくまでも参考の数字となります。

この表、下から2段目の決算額におきまして、レシ活については参考として予算額を記させていただきます。その下の括弧書きは、決算額のうち区民の皆様へ還元する相当の額とお読みいただければと思っております。

対象者が少なかったプレミアム商品券、令和元年度のところにつきましては、準備のために事務費用が相対的に高まってしまったということがうかがえます。一番下の行、実績といたしまして、レシ活は先ほど現状をお知らせいたしました。また、キャッシュレス決

済もデジタルであったというところはあるんですが、事業者から得られる情報が非常に限られておりました、区としてその後の施策につなげるのは難しいという実情がございました。

これら様々なメリット、デメリットをまとめさせていただいたのがその裏面でございます。裏面をご覧ください。

まず、ご利用者のメリットですが、レシ活とキャッシュレス決済は少額から利用可能であることが挙げられる一方、商品券やスタンプカードは分かりやすいということが挙げられると思います。店舗側のメリットといたしまして、レシ活は何より店舗の皆様のキャッシュフローを圧迫しないという点が挙げられます。まさにコロナ禍で傷んだ店舗にとっては最善の選択肢であったかなと認識しております。

一方、デメリットですが、スタンプカードのときによく聞かれたのは、支払いのたびに時間がかかるから後ろの人が気になるという声でございました。また、現在のセルフレジでは対応できないという点もございます。商品券ではなかなか全員が使える状況をつくり出すというのは難しいという点が挙げられます。令和元年度については対象を狭めさせていただきましたし、区民全体を対象にした場合は先着順や抽せんになることもございます。他区で実施した全区民対象の商品券では、やはり買えなかった人からの苦情が非常に多かったというふうに聞いております。

店舗のデメリットといたしまして、商品券とスタンプカードは何より換金に手間と期間を要する。キャッシュフローを圧迫するということが挙げられます。そしてキャッシュレス決済は手数料負担が大きいと考える。レシ活では、手書きの領収書を作成してレシートを発行していない店舗も一定数ございました。

それから、区側のデメリットといたしましては、スタンプカードはどうしても間違いが発生したり、金額以上のスタンプが押されてしまったりなどの不正もあったように聞いてございます。また、商品券とスタンプカードは紙で行われて、利用店舗はそこで分かるものの、全て手作業で集計しなければならないということで、実質的には利用状況の把握は困難であったとうかがえます。キャッシュレス決済につきましては、運営事業者の方針にもよることとは思いますが、開示していただける情報が少ないこと、また区内の特定事業者のサービスを区が推し進めるということにもなりかねないということも感じてございます。

長くなりました。ご報告は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑、質問を受けます。

○永田委員 レシ活の事業については意欲的な取組として評価しておりますが、人口比から考えると70代以上の高齢者の利用が非常に少ないという、これは今後の課題となっていると思いますが、今回の対策、あと今後の、高齢者向けの、特別に対応が必要だと思いますが、その点についてお聞かせください。

○高橋商工観光課長 そこにつきましては、まさに委員のおっしゃるとおりでございます。70歳以上、非常に少ない利用率でございました。やはり、特にコロナ禍が明け、それから円高などで非常に物価が上昇しているという中で、区民の皆様の期待も非常に大きかったんだろうというふうに今回の事業を通じて感じたところでございます。まだこうしていくという明確なものを持っているわけではございませんが、ここがやはり次回同じような

事業をやるときに最も重要なことかと考えております。検討を進めてまいりたいと思います。

○永田委員 高齢者対策については、また終了後も含めて今後いろいろまた説明、対応していただければと思いますが、例えば70歳以上にのみスタンプカード事業をまた行うというのも一つだと個人的には考えています。また、2枚目のほうの予算額に対する還元率がこの件では80%、2割ほど事務費としてかかっていると約8,000万円ぐらいですかね、その事務費について簡単に内訳のようなものはわかりますでしょうか。

○高橋商工観光課長 事務費、大体7,800万円余でございますが、こちらの内訳を簡単に申し上げさせていただきますと、まず、今、支援窓口とコールセンターを実施しております。これの内容が1,500万余でございます。それから、今回こちら区の事業として実施するに当たって、かなり従来のアプリの内容と変えて千代田区仕様にしていただいた点がございました。そういったところのアプリの追加機能の開発であるとか、システム利用、それからシステムの保守運用費、こちらのほうが約3,000万円弱になってございます。それから、実際の運営に当たりまして、今回、本人確認をしたり、これも委託をさせていただいているんですが、それからちょっとOCRで読みにくいレシートについては目で検査をするというのをしております。そういったものであるとか、アプリ上の問合せへの対応、それから、これから詳細は頂くことになると思いますけれども、データ分析、こちらの費用として3,000万弱となっております。またチラシについては全戸配布をさせていただきましたし、パンフレットの作成等もいたしました。こちらの費用が約400万円となっております。

以上でございます。

○永田委員 今回初めての取組ということで、アプリの改修というか、そこら辺に一番予算がかかったのかなと思います。そうすると次回も同じような、同じアプリを使って行った場合はどの程度削減されると予想されますでしょうか。

○高橋商工観光課長 まず、このアプリを使うかどうかというのはまたちょっと分からないところではございますけれども、もし同じようなものを使った場合には、今回そのために使用した費用が3,000万円弱ございましたので、ここの費用が軽減されると思います。

○永田委員 はい。まあ、いいです。

○小林委員長 ないですか。

ほかにございますか。

○米田委員 途中ですけど、様々な困難があると。私のところにもよく来ております、永田委員もおっしゃっていましたが。ただ、千代田区は70歳以上の方でもスマホを持っていらっしゃる方が結構いらっしゃいます。こういった方が使えなかったというのはもう非常に残念なことかなと思います。私も極力教えて、参加させていただいているんですけど、初期の段階でOSを使えなかったとか、アップデートしないといけないとか、こういったところは、僕は、常に前にも言っているんですけど、情報システム課とか、そういったところと連携しながらスタートできたのか、ここをまず教えていただけますか。

○高橋商工観光課長 残念ながら、情報システム課等との連携はしてございません。

○米田委員 次回やるかどうかは分かりませんが、そういったときには、最初から予

想できるトラブルの一つですので、そういったところはしっかり連携しながらまずやっていただきたいなと思っております。

あとは、どの区もそうなんですけど、100%、100点というのはまずないです。併用するのも大変なんですけど、使えなかった方、こういった方々には分かりやすいお得感を出せる、例えば券を作れまでは言わないんですけど、そういったところと併用するというのは、今後しっかり考えていかないといけないなと思っておりますけど、いかがですか。

○高橋商工観光課長 ありがとうございます。

まさに今回そのようなご高齢の方で使いにくい方がいらっしゃったというのがよく分かったというものでございます。次行うときにつきましては、先ほどの情報システム課もそうですけれども、商店街連合会であるとか、そういったところとの連携も強めまして、実際にどうできるか、どのような仕組みでできるかも含めてしっかり検討してまいりたいと思います。

○米田委員 よかった点は、結構参加しやすい、店が、事前登録も要らないし、様々そういうことも要らないという点では評価できるかなと思います。ただ、聞いた中では、いわゆるレジを置いていない店とか、そういった方のお困り事も聞きました、利用者も、お店の方も。そういったときのコールセンターとか支援窓口で何かアドバイスしたことはありますか、そういった店に対して。

○高橋商工観光課長 お店からのお問い合わせは私のほうには受けてはいないので、そこへご回答したというのはありませんでした。ただ、商店街連合会の理事会のほうで、そういった場合もあるでしょうというお話を伺いまして、そういった場合に事実上レシートが出ないと使えないという点をご説明はさせていただきました。

○米田委員 支援窓口にかけたけど具体的なそういう対応のあれがなかったと、私のところでは聞いているんですけど、その際は、商工観光課ですから、例えばレジを入れる場合、IT補助金を使えると。これはもう、ほぼ10分の9ぐらいで行けるようになっています。特に今の税金の関係上、そういったことをしっかりアドバイスしてさらに売上げにつなげるようにしていく、これが消費喚起だと思うんですけど、こういった点をしっかりやっていただきたいんですけど、いかがですか。

○高橋商工観光課長 こちらも私の反省点ではございますけれども、今回、初めてやるというレシ活にかなり注力してしまったということもございまして、そういった横のつながりであるとか、使えるものを使いながら皆さんでよくしようよ、この辺りをちょっとおろそかにしてしまったのかなとも思います。次回につきましてはその辺りもしっかりとやってまいりたいと思います。

○米田委員 何でもこういったことをするときというのはしっかり参考にして次の課題へ向けてやっていくことだと思うんですけど、これを考えられた人、誰か知りませんが、いわゆる若い人かも分からないですよ。そういった、何ですか、こういう意見を聞く。これ課題確かにいっぱいありましたけど、そういったところを潰すんじゃなくて、しっかりいいことは育ててあげて次につなげる。こういったフォローを私はしてあげてほしいなと思うんですけど、その辺いかがですか。

○高橋商工観光課長 応援のお言葉だと捉えまして、ありがとうございます。まさにこれは事業者もスタートアップ事業者というところで、これから成長していくに当たって私ど

もも育てていくという使命を持ってございます。今回なかなかうまくいかなかった点、確かにございましたけれども、そういったところも含めて、事業者の育成、それから人の育成を進めてまいりたいと思います。

○米田委員 最後にしますけど、今こういう状況なんで、震災からの復興とか、様々ございます。うわさに聞くと、こういうためたポイント、こういうのはそういう支援先に寄附できるシステムがあると聞いています。レシ活もできるようになったんですかね。そういったことも含めて、時代はどんどんどんどん変わっていきまして、運用している中でもそういったことができると思いますので、今後こういった取組の中ではそういうことをしっかり取り組んでいただきたいと思いますけど、いかがですか。

○高橋商工観光課長 このスタートアップというのは本当にすごいなと思うのが、非常に柔軟であるということが挙げられます。まさに委員おっしゃったように、レシ活ちよだとしてではないんですけども、そのアプリ全体として、そういった今回の能登地震の被害者への寄附ということができるようにお話をしたところ、すぐに対応してくれるというようなところがございました。そういったところ、このレシ活に限らず、産業振興に当たって、私ども「千代田カルチャー×テック」というものを立ち上げたところではございますけれども、その辺りでしっかり横のつながりをつくってまいりたいと思います。

○小林委員長 いいですか。

ほかにございますか。

○小野委員 今回のレシートを活用した事業についてなんですけど、今いろいろと今後に生かす改善点ですとかご意見がありました。コールセンターへの入電数の大半、ほぼ全てがお叱りの声ということだったと思うんですけども、実際活用されている方々からは非常にいいというようなご意見も頂いています。特に区民と区内商店の両方に還元する発想とか、それから商店側の手数料が特にかからないとかいう点などもありましたので、Pay Payのときに比べて非常に区に特化している内容なんじゃないかなと思いました。Pay Payのときには、どちらかというキャッシュレスの導入という側面がコロナ禍による非接触型を進めようというところもありましたので、こういった社会的な情勢の側面というものを迅速に取り入れた結果だったと思うんですけども、今回はまたちょっと違う、レシートというところでした。今いろいろと今後の改善点というところがあったんですけども、東京都も地域通貨ですね、これを導入するなどいろんな動きが出てくると思います。いろんなお叱りの声が多いとどうしても次につながりにくくなってくるかもしれないんですけども、そうしたところも一つ次へのステップアップだというふうに踏まえて、今、米田委員からもありましたけれども、次につなげていただきたいと思います。そんな中で、何か今後、次年度に向けても含めてなんですけれども、お考えだとかいうところがもし現段階でおぼろげでもあればお聞かせいただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○高橋商工観光課長 ありがとうございます。

来年度に向けてということでございますが、本当にここ数年で社会を取り巻く環境は大きく変わってきたんだろうと認識してございます。まず私ども一度立ち止まって、その状況を確認して、今、商店街の皆様、それから各店舗の皆様、こういったことに困っているのか、この辺りを再度しっかり確認をしたいというふうに考えてございます。併せて今回

のレシ活の分析結果も出せると思いますので、そういったものも活用しながら、新しい、先ほどのスタートアップの皆さんもそうですが、新しい技術も使いながら、どんなことができるのか、一旦そういった検討をしてみればありがたいと考えております。

○小野委員 はい、承知いたしました。そうすると、まずは一旦立ち止まって今回のことを集約して、地域のお困り事を再度ヒアリングをして次につなげていくということで、これは前向きに進んでいくということで理解をしております。いろんな地域課題はあると思うんですけども、同時に消費の喚起というところで、先ほどほかの委員からもありましたけれども、どうしても個人商店の抱えていらっしゃる課題ですとか、DXとかキャッシュレスとかいうところに乗っていくのに少し時間のかかる方がいらっしゃいますので、その辺りのご意見というのもぜひ拾い上げながら、次に進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○高橋商工観光課長 まさに委員おっしゃるとおりで、恐らくなんですけど、このコロナ禍で必死に耐えてきた店舗の皆様、それから商店街の皆様、場合によっては今の技術、考え方、環境に置いてきぼりになっているというふうなものもあるんじゃないかというふうに今想定しているところです。そういったところをまず一つ一つお話を伺って、私どもとして何ができるか。例えば横のつながりで何とかできるものなのか、そうじゃなくて仕組みから変えなきゃいけないのか、そういったところもしっかりと考えてまいりたいと思います。

○小野委員 ありがとうございます。

○小林委員長 ほかにございますか。

○田中副委員長 今回のレシ活なんですけれども、私も検証のために使わせていただきました。で、コンプリートさせていただきました。周りからは、最初の本人確認のところから分からないというお声とかあったりはしたんですけども、わたし的にはスムーズに、1週間、本人確認にかかると言っていたところも数日で終わっていたりとか、問題なかったと思います。

そうですね、ここのちょっと質問なんですけれども、ご本人確認をした後に使われなかった方が二百数十人いらっしゃるということで、そこがどういう理由か、もしお分かりでしたらということと、あと、先ほどレシートを出さないお店が時々あったりするということだったんですけども、それも手書きは駄目だけれども、例えばお店の名前が書かれていないレシートとかを使われているところもあって、個人商店的なところで、そこにそのお店の判を押していただいてそれで通ったというケースもあるみたいなので、そういう周知というかもあったらいいかなと思います。

○高橋商工観光課長 まず後段のお話ですが、今回やってみて、本当にレシートというのは本当にこんなに違いがあるのかと。下手すると、店舗と同じぐらい差があるんじゃないかということも分かったというところがございます。そのため、どうしても周知も後手後手に回ってしまったところも反省点の一つではございます。その中で、今回分かったことを次回に、今後以降には反映していければいいかなと考えているところがございます。

ごめんなさい。それから何の……

○小林委員長 あれだよ、本人確認をしてそれ以降に進まない。

○高橋商工観光課長 あ、大変失礼いたしました。

実際、アプリをダウンロードして登録の段階でやめてしまった方という方がそれだけいるというところなんですけれども、恐らくですが、これは声として聞いているわけではないんですが、恐らく個人情報を入れること、ここが嫌だったのかなというふうに考えられます。実際は、以前の委員会でもご説明させていただいたとおり、認証機関のほうに個人情報の画像データというのは、事業者等には行っていないんですが、やはりそこを心配された方がいらっしゃるのかなと想定しております。

○田中副委員長 ということは、登録して使わなかったというわけではなくて、登録の作業に入ったけれども終わらずにそのままになってしまったという数字ということでしょうか。

○高橋商工観光課長 両方いらっしゃると思います。登録したんだけどその後使っていないという方もいらっしゃるしまして、これはちょっと理由が分からないところがございます。

○田中副委員長 分かりました。ありがとうございます。

あともう一点、アプリ自体が千代田区のものではないということで、広告が出てしまったりというのがあるんですけれども、そういう点とか次回改善していただければなと思います。あと、全区民対象のやっぱりこういう還元というものはなかなかないので、ぜひ商工観光課に届く声は、何というんでしょう、クレームとかが多いかもしれないですけども、ぜひこれからも続けていただきたいなと思います。

○高橋商工観光課長 広告についてです。実はこのレシ活、画像を送りましてアンケートがあった後、最後に「レシ活ちよだ」というのが4秒ぐらい出るんですけれども、実はここも本当は広告だったんですが、広告させないのでレシ活ちよだとやってくださいと無理やりやった結果ああいいう状態になったわけなんですけれども、どうしてもアプリ全体として広告を使う部分についてはどうしても消せないというのがなかなか難しいことがよく分かりました。ここも次回についてはやはり懸念点かなと。ただ場合によってはその分の費用も付加される可能性はあろうかと考えます。それから、こういった区民への還元の方策についてですが、おっしゃるとおり、ほかにはないかなと思っております。どうできるのか、先ほどちょっとお答えさせていただきましたとおり、商店街連合会と一緒にこういった形がいいのかを含めて、ちょっと広くもう一回考えたほうがいいかなと考えておりますので、その結果また必要性が出たときにお知らせさせていただきたいと思います。

○小林委員長 今回の回答の中で、アプリに広告が出るのを出なくすることはお金を出せばできるというけど、それをやる気があるんですか。区として答えてないよね、今。だからアプリに広告が出ちゃうのはやむを得ないと。だからできる限りはやったけど、出ないように千代田区はやってほしいんだけど、そのほか出ちゃうのは難しいということなのか、そのほかもう区としては広告出ないようにやるのか、そう言わないとどっちだか分からないよ。

○高橋商工観光課長 大変失礼しました。商工観光課長です。

今回のアプリにつきましては、広告が出ないという仕組みをつくること自体が、このアプリ本体の作りを変えるということになりますので、難しいというところがございます。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

ほかにございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）いいですか。

それでは、ちょっとデジタル担当部長にお伺いしたいんですけども、このように初めてやるデジタル的な試みというのは問題が起きますよね。先ほど委員からもあったんですけど、そのとき個別の課のやっていることはたくさんやっているからデジタル担当としては分からないし、デジタル担当とは連携はしないよと。どういう姿勢でやっているんですか。もう問題が起きていますよね。そのときデジタル担当というのは見ていて、こちらのほうはもう個別にやっているから勝手にやってくれと。こちらも相談するような環境になると、連携していないというんだから。その辺はどういう立場でデジタル担当はやっているんですか。ここだけじゃないよ、全部に対してね。

○村木デジタル担当部長 先ほど商工観光課長のほうからデジタル部門との連携はないというようなお話がありましたけど、それは米田委員のほうからご質問があった、例えばOSのバージョンが古い、そういったものに対応しない。そういったもので開発時からデジタルのほうに関わって何かやっていったかという、その点では一切ありません、確かに。我々としてもそういったアプリの開発の技術までは持ち合わせておりませんので、その時点で何か連携して協力してやってくというのはちょっと難しいかなと思います。ただ、今回のこの例で言えば、例えば実施になった後、うちのほうでやっているスマホの相談会ですとか、そういったものについて、こういった相談があれば応じますということでは、そういった協力はしますということではもうお話ししております。それはほかの他の実施のものでもそうですので、何かそういった技術的な支援、先ほどアプリのはちょっと難しいとありましたが、可能なものであればこちらとか支援のアドバイスはしますし、また実施後において、そういった何か相談体制の中で協力できるとか、そういったことであればやっていくということでの意味では連携はしているつもりであります。

○小林委員長 ということなんですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、（１）レシートを活用した区民生活応援事業の進捗についての質疑を終了いたします。

次に、（２）戸籍法の一部改正に伴う広域交付等について、理事者から説明を求めます。

○山下総合窓口課長 地域振興部資料２に基づき、戸籍法の一部改正についてご報告いたします。

令和元年５月２４日に「戸籍法の一部を改正する法律」が成立し、令和６年３月１日に施行される予定となっております。国と市区町村の戸籍システムの連携により、戸籍の副本情報の参照が可能となるため、行政手続きにおける戸籍証明書の添付の省略や本籍地以外での戸籍証明書の発行が可能となり、利便性の向上と行政手続きの効率化が図られます。

改正点は４点ございます。２の改正点をご覧ください。

まず１点目です。（１）の行政手続きにおける戸籍証明書の添付の省略です。国民年金や健康保険などの社会保障手続きにおいて添付していた戸籍証明書が不要となります。

２点目は、戸籍届出地における戸籍証明書の添付の省略です。現在は、本籍地以外の市区町村の窓口で戸籍届出（婚姻や転籍届等）をする際は、戸籍記載のための資料として届出人に戸籍証明書の提出を求めています。改正後は、本籍地以外の市区町村の戸籍の

副本情報の参照が可能となることから戸籍証明書の添付が不要となります。

3点目は、戸籍証明書の広域交付です。図のほうを併せてご覧ください。現在は、本籍地外の市区町村の窓口で戸籍証明書を発行することはできません。しかし、改正後は戸籍情報連携システムにより、本籍地が遠隔にある方でもお住まいの市区町村や勤務先近くの市区町村の窓口で戸籍証明書を請求することが可能となります。そのため、千代田区民の方で本籍地が千代田区以外の方でも千代田区役所の窓口で戸籍証明書が取得できるようになります。図に記載のとおり、例えば相続の手続きの際には、現在は複数の自治体に個別に郵送請求等により戸籍証明書を請求いただいておりますが、改正後は、千代田区役所の窓口で全ての戸籍証明書を取得することが可能となります。しかし、窓口で内容を確認しながら一つずつ証明書を発行することになりますので、所要時間は90分程度を要すると想定してございます。昼間区民の方々も同様に戸籍証明書を千代田区役所で取得することが可能となるため、窓口の混雑緩和の観点から予約制を導入し、スムーズな戸籍証明書の交付を行う予定としております。

4点目は、戸籍電子証明書です。オンライン上でパスポートの発給申請などを行う際に利用する電子的な戸籍事項の証明書の発行が可能となります。

最後に、スケジュールにつきましては、令和6年3月1日施行予定となっております。また、戸籍証明書の広域交付と戸籍電子証明書につきましては新たに手数料を設定する必要がありますので、第1回定例会にて手数料条例の改正を議案として提出する予定でございます。

区民の方々には3月5日号の広報千代田及びホームページで周知してまいります。

説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。この案件は第1回定例会で議案になる予定案件に関連する報告です。事前審査とならないようにご協力をお願いしたいと思います。また、資料要求等ございましたらここでお願いします。委員からの質疑を受けます。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（2）戸籍法の一部改正に伴う広域交付等についての質疑を終了いたします。

次にいきます。（3）ちよだアートスクエア第3期運営団体の募集にかかる選定結果について、理事者から説明を求めます。

○加藤文化振興課長 それでは、地域振興部資料3に基づきまして、アートスクエア第3期運営団体の募集にかかる選定結果についてご説明させていただきます。

昨年7月7日の当委員会でご説明させていただいた募集でございます。その選定結果でございますが、まず、1、2、3の項目につきましては7月7日の当委員会でご説明したとおりでございます。

続きまして、4番の応募団体でございます。こちらにつきましては3団体の応募がございましたが、途中で1団体辞退しました。その結果、2団体によるプロポーザルという形になりまして、その5番に結果のほうを記載してございますが、プレゼンテーション審査の結果、いずれの団体も評価合計額が総得点の6割に満たないため不採用となったというものでございます。6割でございますので450点を獲得できなかったということに

なります。

そちらにつきましては裏面の別紙のほうをご覧ください。こちらのほうに結果のほうを詳細記載してございます。一番後ろのほうですね。最終面のところに、A団体が348点、B団体が407点ということで、今回はこういった結果になったというものでございます。

それで、6番の今後についてでございます。こちらにつきましては再募集を行う予定でございますが、ちょっと時期については、何とか設計に新たな運営団体が携われるような形で、ちょっとなるべく早めと考えてございますが、ちょっと今現在は調整中となっております。

私からの説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑、質問を受けます。

○小野委員 ご説明ありがとうございます。

これから再募集を行うに当たって調整をされるということで、もしかしたら時期についても若干後ろ倒しになる可能性もゼロじゃないのかなというふうに思いました。いずれにしても、現在の条件の中では、また再募集を同じ要件でかけてもということだと思えます。そこで一つ、今後もしかしたら検討事項になるかもしれないんですけども、現在運営をされていたところとはもう既に契約が満了していて、最終のイベントが今会期中で、これは区が多分窓口になられてやっていたらと思います。そこで、場所を活用をしたいということが今後しばらく出てきた場合、そのときには検討が可能なのか、要は一旦多分この3月でクローズにされるご予定かなとは思いますが、それを少し先延ばしが可能かどうかということについて、今後検討していただけるとありがたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○加藤文化振興課長 今現在このちよだアーツスクエアのほうは去年の3月をもって一応休館とさせていただいておりますが、例えば体育館であったり、あと区の主催であったり共催するイベントについては、現在、一部を活用中というところでございます。設計が終わるのが令和7年の3月程度で終わる見込みでございます。ですので、まだもう1年、あそこの施設は暫定で活用が可能だといったところがございます。ですので、要は残り1年またいろいろあそこの場所を活用したいというお声については様々検討していきたいと思えます。

○小野委員 ありがとうございます。

今、主催、共催というところだったんですけども、もう若干その枠というのを広げるとご検討というのはいかがですかね。

○加藤文化振興課長 区の主催、共催と、あと、例えば町会であったり、あそこで活動しているボランティア団体さんもいらっしゃいますし、あとシルバートレーニングの活動場所にもなっております。ですので、そういった活動につきましては、そちらについてはもう活用を実施するという、もちろんある程度の制約はございますが、活用する方針でございます。

○小林委員長 よろしいですか。

○小野委員 はい。

○小林委員長 ほかにございますか。

○大坂委員 選定委員会で審査した結果、点数が至らなかったというところなんですけれ

ども、まず一つお伺いしたいのが、6割に2者とも満たなかったというところの要因というのはどういうふうに分析をされていらっしゃるのでしょうか。

○加藤文化振興課長 募集要項の中でこの配点自体も掲載のほうをさせていただいておりますし、区としてのそもそもの方針、様々1期、2期で出てきた課題を丹念に抽出させていただいて、例えば、一番大きいのはやっぱり区民のための施設にどういうふうになっていくのか、文化芸術をやる上で区民の方々にどういうふうに還元していくのかといった部分について今回重視をさせていただいたところでございます。また、コンプライアンス関係、経営、または労働環境も含めて、そういったところがきちんとしている事業者であるかといった視点も含めて様々検討させていただいたところですが、そういった部分が我々とちょっと提案内容が少し異なってきたといったところが一番大きかったかなというふうに思います。

○大坂委員 非常に重要な視点だとは思いますが、そこが6割に満たなかったんであればそれは合格しなくても仕方がないところではあるんだろうとは思いますが、一方で、これ何回も何回も同じような形で募集をしては業者が見つからずということになってしまっただけで、その上でじゃあどうしたらいいのかということを考えていかなければいけないんですけれども、それは選定委員会等でまた引き続き現状を把握しながら先々検討していくという考え方でよろしいのでしょうか。

○加藤文化振興課長 今ご指摘いただいた点、再度こちらのほうの募集をした際には募集要項を再度どういう形にするのか、大きく変えるつもりはないんですが、委員の先生方と相談しながら最終的な募集要項のほうを作成しまして、それで再度募集をかけるといったところで検討中でございます。

○大坂委員 とはいえ、点数的にも大きな乖離があるのかなという印象があるんで、募集の仕方ですとか、そういった部分も大きく変えていかなければいけない部分も出てくるんじゃないのかなというふうには感じています。とはいえ、アーツスクエアの基本構想という部分もあるので、そこそこが生じないような形でやっていかなければいけないんですけれども、その点については何か考えていることがありますでしょうか。

○加藤文化振興課長 ただいま様々、最終的に参加した2団体だけではなくて、もう少し、周知が足らなかったかなといったところの反省点もございまして、今、様々な事業者さん、地方でもこういったことをやっている団体さんにちょっとお声がけをしながら、例えば募集要項のところをお見せしながら、どういった点があれば参加しやすいかといったところも今ヒアリングしながらちょっと進めております。そういった形で参加する団体が増え、なおかついい提案で競っていただければという、そういうふうな環境になるように、今、努めているところでございます。

○大坂委員 引き続き公平性がしっかり保たれる形でやっていただければとは思いますが。一方で、2者、手を挙げていただいたところが、どういったところが駄目だったのかとか、そういったフィードバックというのはある程度されるということでもよろしいのでしょうか。

○加藤文化振興課長 フィードバック自体は、そうですね、本当にこの結果以上のフィードバックは正直ないのかなというふうには思っております。もし聞かれればこういう結果でしたというふうになんかお伝えするだけではあるんですが、機会があればそうした

ことをお伝えできればと思います。

○大坂委員 最終的にすばらしい施設にさせていただくということが大前提にはなりますんで、実際に入らせていただくことが、将来どの会社になるか分からないですけども、そういったところとしっかりとコミュニケーションを取っていかなければいけないわけですし、こちら側から必要な要件というのはどんどん提案をして、それを受け入れていただくという信頼関係もつくっていかなければいけないわけですから、そういった点も踏まえて今後対応していただきたいということと、先ほど小野委員からもいろいろと質問がありましたけれども、地元の暫定利用というところでは、特にこれで影響が出るわけではないということではよろしいのでしょうか。そこだけ、最後、確認をお願いします。

○加藤文化振興課長 今言われていた点、特に公平性といったところをちょっと重視しながら、様々な事業者さんの声に添えていきたいと思っています。また、暫定利用につきましては、先ほど申し上げたとおり、令和7年3月までは何とか可能かなというふうに思っていますので、そちらについても利用を希望する方々にはご提供させていただきたいというふうに思います。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

ほかに。

○田中副委員長 ちよだアートスクエアということで、旧練成中学校の跡地のところということで、ちょっと関連なんですけれども、永田町小学校などはこのような活用をできる可能性というのはあるのでしょうか。

○小林委員長 ここでは答えられないな、こちらじゃ。

担当課長。

○小林区有施設担当課長 永田町小学校に関しましては、今のところは暫定活用財産ということで、普通財産になるんですけども、教育委員会のほうで子どもの遊び場とか、そういったことに使っていたりとか、防災備蓄倉庫、あるいは教育関係の備品類の倉庫というような暫定活用をしているんですけども、文化的なものにもし使うということであれば、庁内で検討してそういう活用をしていくというような手順を踏んでいくような形になるかと思っています。

○小林委員長 いいですか。

○田中副委員長 大丈夫です。

○小林委員長 ほかにございますか。

○米田委員 1点、これ、3団体応募があって1団体は途中辞退、これ理由を話せば教えていただきたいんですけど。

○加藤文化振興課長 途中辞退したところについては、ちょっとコンソーシアムで募集をしようと思って様々な事業者さんと組もうとしていたそうなんですけど、そこがちょっとうまくいかなかったというふうに聞いてございます。

○米田委員 再募集に当たっては、そういうふうによくいったらまた申し込むと。で、こういった文化事業というのは、様々な前の決算とかでもご指摘があった労働時間とかもありますけど、文化事業ですんで、何というか、クリエイティブなところも非常に大事な要素だと私は思っていますんで、そういった点もしっかり受け止めながら再度募集をうまくやっていただきたいなと思いますけど、いかがですか。

○加藤文化振興課長 当然、文化芸術の拠点でございますので、もちろんそこが一番の要になるかと思っておりますので、そうした視点も忘れずに検討させていただきたいと思っております。

○小林委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、（３）ちよだアートスクエア第３期運営団体の募集にかかる選定結果の質疑を終了します。

次にまいります。（４）英国大使館跡の遺跡について、理事者から説明を求めます。

○加藤文化財担当課長 それでは、地域振興部資料４に基づきまして、英国大使館跡の遺跡についてご説明させていただきます。

もともとのこちらの経緯でございます。令和４年の４月に一番町に所在する英国大使館が敷地の南側を売却しまして、それを三菱地所レジデンスと環境省がそれぞれ土地を取得しました。このうち三菱地所レジデンスが取得した範囲では同社がマンションの開発を計画しております。２枚めくっていただいたところにその発掘調査地点という地図が掲載されております。ここの黒枠で囲んだ調査現場というところがこちらになります。

では、１枚目に戻っていただきまして、その後、令和５年の２月、開発に先立ちまして千代田区が実施した埋蔵文化財の試掘調査の結果、遺跡が発見されたため、昨年６月から現在に至るまで本格的な発掘調査を実施中でございます。

根拠法令はご覧いただいたとおりで、（３）の調査状況でございます。先ほどの地図の面積が約７、７７０平米を３分割して現在発掘調査中です。現在Ⅰ区は終わりまして、Ⅱ区、Ⅲ区の発掘調査中でございます。近世の陸奥国の七戸南部藩上屋敷に伴う建物跡、こちらにあった大名屋敷ですね。それと、地下室、井戸、または近世初期の土塁、旗本屋敷時代の屋敷割溝、弥生、縄文の住居跡などが発見されておまして、特に弥生の高床式住居が１月末の時点で４３基発見されており、区内としては初めての弥生時代の集落跡と見られております。写真がその下、また次のページのほうについておりますのでご確認いただければと思います。

では、３ページをご覧ください。３ページのほうで、今週の金曜日、土曜日におきまして行う遺跡見学会のほうをご説明させていただきます。対象につきまして、区内の小・中学校に通う小学校３年生から中学生までとその保護者の方々、また在住・在勤・在学者を対象にさせていただいて、２月２日が募集の締切りでございましたが、６５４名の方々からのお申し込みを受けているところでございます。

その次、（４）の概要でございますが、目的としまして、昨年、新規発見され、現在、発掘調査中の遺跡の公開を目的としまして、公開対象は子どもを含む地域住民としまして、地域の歴史や文化財行政についての理解を深める機会となるように考えて行うものでございます。

（５）番の内容ですが、１回見学の所要時間は４５分ということで、内容につきましては、ア、イ、ウの３点について、説明のほうをさせていただきたいと思っております。

（６）番の申込方法、もう終わっておりますが、２月２日金曜日までに、メールで住所、氏名、連絡先などの必要事項を記載した形で申込みを受け付けまして、抽せんにて選定さ

させていただきます。2月9日の午前、午後、また、10日土曜日の午前、午後の四つ区分で申込みを受け付けておりますが、大体、1時間ごとにローテで皆さんに説明をさせていただく予定でございます。

周知につきましては、広報千代田（1月20日号）、また、ホームページ、区の公式LINE等のSNSも1月20日に配信を終えたところでございます。

それでは、最後のページをご覧ください。最後のページがカラー刷りで記載したⅠ区、Ⅱ区、Ⅲ区の区分から出てきた遺構となっております。

Ⅰ区につきましては、右下のほうでございます。かなり詳細に図面のほうが、こちらのほうは調査が終えたところといったところもあって、様々、記載のほうをして出てございますが、こうした弥生時代の住居跡であったり、また、大名屋敷の井戸または上下水道が分かるような遺構、また、地下室といったものが出ているところでございます。この後、今回見ていただくのはⅡ区、Ⅲ区、まだⅢ区は先週から発掘調査のほうが始まったばかりですので、ここら辺、何がどう出てくるのかといったところは、ちょっとまだ分かりませんが、もう分かっている段階で、弥生時代の住居が3基、こちらのほうに出ているというふうに聞いてございます。

私からの説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。

委員からの質疑、質問を受けます。

○秋谷委員 654名の応募があって、そのうち、在住者というのは何人か分かりますか。

○加藤文化財担当課長 ちょっとまだ分かってはいないんですが、半分以上は、多分、区民の方になっているかと思えます。

○秋谷委員 定員1回につき40名で4回行われると、合計160名で大丈夫ですか。

○加藤文化財担当課長 すみません。ちょっと説明足らずに申し訳ございません。

具体的には、午前、午後の枠で実施はするんですが、朝9時半から、お昼休憩を取って、最後16時半までで、各1時間ごとに区切って、実際はやらさせていただく予定です。1回30名を一応募枠で考えてやっているんですが、かなり申込みも多いということで、1回の枠をぎりぎり40名まで増やさせていただいて、それで、両日行うということで、何とか400名の方々までは見ていただくことが可能かなというふうに思っております。

○秋谷委員 となると、250名の方は、残念ながら今回見れない。今回見れないとなると、もう工事が進んで、二度と見れなくなる。

○加藤文化財担当課長 おっしゃるとおりではございます。ただ、こちらのほう、記録を取らせていただきまして、できるだけ写真も多く、また、動画も撮影することも——動画も撮影しております、こういった形でなるか、ちょっとこれから編集次第ですが、参加できなかった方には、そちらのホームページ、資料が載ったホームページをご覧くださいといったところで、何とか皆様の気持ちを少しでも和らげたいなというふうに思っております。

○秋谷委員 今は、ホームページで写真とか情報とか資料とかを載せて、それを見れば、興味のある方は、十分、そこから勉強ができるという形でよろしいですか。

○加藤文化財担当課長 今、秋谷委員のおっしゃったとおりのような形になるように、コンテンツを考えていきたいというふうに思っております。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

ほかにございますか。

○のざわ委員 英国大使館の遺跡についてということですので、ちょっと全体的なご質問をさせていただきたいんですけど、これ、今、課長様からも今後の流れについてお話がありました、港区の、たまたま高輪ゲートウェイの駅のところは、こういうような遺跡が出てきまして、JRさんが当然しっかりやるという前提でやったと思うんですけども、それを撮る、区民の方々がちゃんと開示していないという形で、工期が遅れていったという事例をちょっと聞いておりまして、私も、ここ、大使館は、いろんな人からこんなにすばらしいから残してくれとか、このままおうちを造らないほうがいいみたいな、いろんなお話を聞く中で、当然、これ、この根拠法に基づいて、これから運営を進めていかれると思いますし、また、今お話あったように、デジタルなので、今回、いろんなところで保存も可能だと思いますので、この遺跡がきちんと保管、記録もされないで壊されてしまったということが当然なく、三菱地所レジデンス株式会社さんもしっかりした会社なので、きちりとやられるとは思いますが、やられるその流れが区民の方々にしっかり分からない形になると、よろしくないなということ。

ここからなんですけれども、いろんなこれからお問い合わせがある中で、区の中でいろいろ連携をしていただきまして、また、今後の方針に関しましても、区議会議員の方にも連携を取りながら、どんどん情報を教えていただいて、大使館の移籍はこういうふうに根拠法に基づいてやってきまして、記録もこういうふうに形を取りまして、こういう形で皆様に分かるようにしていきますよということ、できたら区の中の連携を取っていただきながら、私たちにも情報を頂きながら、区民の方々もご納得いただく形で進めていただくと、粛々と行くんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○加藤文化財担当課長 今、ちょっと写真のほうで見ていただいている遺構でございますが、どうしても土でございます。これ、土を固めるといったところについては、かなり難しいということもございまして、どこまで保存できるか、何が保存できるかといったところ、今、事業者さんと、あと東京都の教育庁、それから東京都の都市整備局とも連携しながら、何がどうできるのかといったところを、今現在、検討しております。事業者さんも、現在、遺構の保存について、かなり前向きにだんだんとなってまいりましたので、何がどうできるのか、また、ちょっと当然保存するには費用もそれなりにかかる、また、じゃあ、その場所をどこに置くといったところも現実的にはございますので、そういったところも含めて、様々、検討しながら、区民の方々に分かりやすい説明ができるような形で、そういったところも検討させていただきたいと思っております。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

○のざわ委員 ありがとうございます。

○小林委員長 秋谷委員。

○秋谷委員 選ばれなかった250人の中に、在住の方はいらっしゃるようになりますか。

○加藤文化財担当課長 まだ、抽せんはこれからやりますので。

○秋谷委員 じゃあ……

○加藤文化財担当課長 はい。まだ、すみません。

○秋谷委員 あるということですよ。

○加藤文化財担当課長 はい。

○小林委員長 よろしいですか。

○秋谷委員 はい。

○小林委員長 ほかに。

○田中副委員長 先ほど、画像とか映像でコンテンツを残していただく計画があるということだったんですけども、その中で、現状の遺跡としての画像とか映像のみならず、当時、弥生時代とか縄文時代にどういう村とか、どういうものがあったのかというようなコンテンツまで作っていただける可能性はあるんでしょうか。

○加藤文化財担当課長 多分、VRで、バーチャルリアリティーという形で何かできないかというご質問だと思うんですが、ちょっと、そこも、当然、予算、区で、多分、最終的には作ること、様々な研究を進められるのはうちの学芸員であったりというふうに思っていますので、そういったところ、何をどうできるのか、検討して行って、多分、VRがお子さんたちや大人も含めて分かりやすいだろうなとは思っていますので、そういったところも検討させていただきたいと思います。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 今週末に、せっかくの機会なんで、委員会として、現地調査を実施できると思います。ちょっと今週末なんで、日程が詰まっておりますので、時間も限られているので、参加できる方を対象にして、計画をしております。

ちょっと休憩します。

午後2時41分休憩

午後2時42分再開

○小林委員長 それでは、委員会を再開します。

お手元に、今、行政調査計画書（案）を配付いたしました。2月9日金曜日1時30分から、英国大使館跡の現地調査を実施したいと思います。日程も日程なんで、ご参加希望の方は、後ほど書記までにお申し出いただきたいと思います。よろしいですか。

○秋谷委員 1点。

○小林委員長 はい、どうぞ。秋谷委員。

○秋谷委員 もし、議員の数が減れば、その分、区民の方は行く可能性が増えるんでしょうか。

○小林委員長 それは、ちょっとまだ取っていないんで、あれなんですけど。これは、一応、ほかの議員にも、この委員会だけではなくて、ほかの委員の方にも、今日終わりましたら、参加希望の方は来ていただくというようにしたいと思っております。まだちょっと人数が分かりません。

○秋谷委員 今お話を伺っていると、250名のうち、何人が在住の方が含まれて、外れる方の中に在住の方が含まれちゃうということなので、なるべくやはり区民の方がこれだけ興味を持たれていることなんで、区民の方優先のようにすることは、ここからはできない。いや、もう議員は行く人数で確保しちゃう。

○小林委員長 それについては、ちょっと管理のほうのやり方があるんで、相談させていただいて、柔軟には対応しようとは思っていますけれども、一応、まだ何人来るかも分か

らないので、説明する方も含めて、人数があると思いますんで、併せて、ちょっと検討させてもらうでもいいですよ。

いいですか、それで。

ほかにございますか。

○小野委員 資料、ありがとうございます。あと、思った以上にたくさんの方の申込みがあって、また、一応、議員も視察ということで、今、行政の調査の計画書というのをご提示いただきました。多分、あれなんですよね、やっぱり周りで行けなかったら残念という声もあるものですから、その中で、この枠の中で視察をするというところに対して、ちょっともしかしたら引きぎみの可能性もゼロじゃないのかなというのが少し心配です。

例えばなんですけれども、今、2日間の日程の設定になっているんですけれども、これは2日間でない駄目とか言われたんですかね。例えば、若干増やすとかということが可能なかどうかなのか、いかがでしょう。

○加藤文化財担当課長 まず、先ほど言ったとおり、土でできている遺構でございますので、これは、例えば、強風が吹いたりだったり、また、霜が降りたりといったところで、この遺構をメンテするのがやっぱり時間が相当かかってしまう。そういった中で、どこまでできるのかというふうなことが一つ。それから、やっぱり工期にこの金額をやるといった、先ほど言ったメンテにもやっぱり時間がかかるので、その分、工期がやっぱり遅れることにつながるといったこともございまして、もう一つが、調査区の調査のほうもやっぱりやらなければいけないといったところもありまして、いろいろ考えた結果で、この2日間という形になってございます。

○小林委員長 よろしいですか。いいですか。

それと、当日なんですけれども、下が土なんで、非常に汚れる。普通の靴では、ちょっと厳しいかなというところもあるんで、その辺も、汚れてもいいような格好をしてきていただきたいというのも付け足したいと思います。あと……

○田中副委員長 ヒールとか禁止とかはありますか。

○小林委員長 ちょっとヒールは無理だと思う。

課長。

○加藤文化財担当課長 そうですね。ちょっと、多分、スニーカーで来ていただいて、例えば、高低差があるところであったり、どうしても穴を掘っているところに鉄板を通して、それを橋にして渡るようなところもありますので、万が一、滑る、転ぶということもございまして、本当に、靴もそうですし、服も汚れてもいい格好で来ていただかないと、私も二度ほどこの現場に入っているんですけど、やっぱりもう靴はすごい汚れます。もう砂ぼこりですごくいいことになりますので。で、今現在の天気予報ですと、金曜日が40%の雨天、また、土曜日が30%雨天といったところもありますので、実は、雨天中止の、今回の事業となっておりますので、そういったところも含めて、行く格好については、ちょっとご検討いただければと思います。

○小林委員長 よろしいですか。雨天……

○田中副委員長 関連で。すみません。

見学会に参加される方にも、そのようなお知らせはしていただけるということでしょうか。

○加藤文化財担当課長 そのつもりでございます。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。

いいですか。いいですか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、そのように、行政計画書を議長に申し入れたい——参加者については、後ほど書記のほうまで申し入れください。人数が決定しましたら、議長に申し入れたいと思います。

よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。以上で、それでは、（４）英国大使館跡の遺跡についての質疑を終了いたします。

以上で地域振興部の報告を終わり、政策経営部の報告に入りたいと思います。よろしくをお願いします。

政策経営部（１）公民協働推進制度に係る協定の締結について、理事者から説明を求めます。

○夏目企画課長 それでは、公民協働推進制度に係る協……

○小林委員長 もう少し大きい声で。

○夏目企画課長 公民協働推進制度に係る協定の締結について、政策経営部資料１に基づきご説明いたします。

この制度は、本年度より開始した制度で、今回初めて協定締結に至りましたのでご報告をするものです。今回の協定の具体的な内容につきましては、保健福祉部のほうから所管の常任委員会に報告をしておりますので、私のほうからは今年度の実施状況を含めた制度概要を中心に報告させていただきます。

資料をご覧ください。初めに、１、制度概要です。本制度は民間法人が有する知識、経験及び技術を活かした提案を広く求め、民間法人と協働して、区民福祉の増進を図ることを目的とした制度です。千代田区は、企業や大学の集積地でありまして、民間法人等との協働には恵まれた環境にあります。このため、様々な課題に対し、それぞれの分野に強みを持つ民間の力を活用して、区民サービスを向上させるものとして、本年度より開始したものです。

なお、この目的のところに「（NPO法人を除く。）」とございますが、NPO法人等はNPO・ボランティアの政策提案制度という別の枠組みの対象となっているため、除外をしております。これにつきましては、本制度と共通点が多いため、今後整理の必要性について検討をまいります。

次に、募集する提案の種類ですが、この制度は、区が設定した課題に対して提案を募る課題型提案と、民間法人自らが課題を設定して提案をする自由型提案の、２種類がございます。いずれの類型でも、提案があった場合は、提案者、企画課、担当部署の３者で検討を協議しながら、提案採用の可否を決めることとしております。

なお、提案によっては区側に経費の負担を求めるものもあるかもしれませんが、本制度では当初から区に経費負担が生じるような提案は想定をしておりませんで、今回の協定案

件でも区側の経費負担はございません。

次に、本年度の制度の実施状況ですが、提案募集期間が、8月5日から、原則として年度末まで、区の広報及び区ホームページで周知をいたしました。提案種別及び課題別提案数の状況は、資料の表のとおりです。本年度は、制度を新たに開始した年のため、周知も行き届かなかった可能性があります。また、その可能性がありまして、提案数に関しては低調となりました。この点については今後多くの提案を頂けるよう、工夫をしていきたいと考えております。

次に、2、今回の協定についてです。提案のあった項目は、区内のドブネズミ対策です。資料に記載しておりませんが、提示した課題の内容としまして、ドブネズミの生息数を減らすため、餌となっている生ごみがドブネズミの食害を受けない、あるいは受けにくい手段、方法について、提案を求めたものです。募集の際には、ネズミの忌避剤を活用したごみ袋の導入など、そういった点を例示して募集したところ、1件の提案があり、協議を経て、協定締結に至ったところです。

(2) 提案及び協定相手方ですが、こちらは、一般社団法人東京クリーンリサイクル協会でございます。

資料裏面をご覧ください。主な協定内容として、1点目が、町会または商店会が主体となって行うネズミ対策の側面支援。2点目として、忌避剤入りごみ袋の効果検証です。区及び協定相手方がそれぞれ記載のような役割分担により、ネズミ対策や地域の取組の支援を行ってまいります。

(4) 対象地域ですが、本協定は、区内全域を対象とし、鍛冶町二丁目の地域からスタートします。

協定締結日は本年1月11日、協定期間は令和8年3月31日までで、双方協議の上、期間を延長する場合がございます。

本日は、参考としまして協定書の写しをつけておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

報告は以上です。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑、質問を受けます。

○のざわ委員 ネズミは、かなり私もいろいろお話を聞いているんで、今、ちょっと関心がある事項なので、いろいろと何点かご質問させていただきたいんですが、まず、こちらの(3)主な協働内容及び役割分担の中の①ゴミ出しルールの策定なんですが、1番目のご質問なんですけど、これ、夜間に蓋を、ごみ箱の蓋を開けてごみを捨てないことを、たばこを吸っちゃいけないぐらいの何か条例というんでしょうか、そういうところのものをつくっていただきたいぐらいの話をする方もいるんですが、そういうのも、ここで協議をしていただけるということなんですか。

2番目の質問なんですけども、ここに、②忌避剤入りゴミ袋というのがあるんですが、何かネズミは、いろんな人に聞いていると、人間には聞こえないんですけど、ネズミが聞いたら倒れちゃうみたいな、そういう音を出す器械とかもあるらしくて、そんなような、ここに書いていないネズミの対策というのは、ここで検討していただけるのか、それか、それ以外のところで検討していただけるのか2点目。

3点目なんですけども、赤坂見附の、これも地元の方から伺ったんです、赤坂見附のビ

ックカメラの前辺りに、赤坂東急プラザってあるんでしょうか。あそこの東急建設さんか、電鉄さんが持っているホテルが、今、取壊しをされることになるらしいんですけど、実は、建物を取り壊すと、ネズミが物すごく出てくるということは、皆さん、私も初めて聞いたんですけど、そういうのは当たり前らしくて、千代田区、これからいっぱい開発とかすると、建物を壊す際に、解体業者の方がされていると思うんですけども、そこにネズミの出てこないような対策をしてくださいたいな、そういうお話をする方もいまして、そういうのって、ここでご検討いただけるんでしょうかという3点、ご質問させていただきます。以上です。

○小林委員長 はい。ありがとうございます。

3点頂きましたが、これは公民協働推進制度に係る協定の締結についての報告でございます。その中に、たまたま区内のドブネズミ対策の協定が入っているので、協定書もつけておいていただいていますけど、今言われた3点については、全て所管外でございます。検討は、清掃事務所と、あと保健福祉部のネズミ対策のほうでやっていただくことなんで、ここには答弁する人がいませんので、できましたら、そちらのほうに聞いていただきたいと思ひまして、お願いしたいと思ひます。

○のざわ委員 分かりました。すみません。どうもすみませんでした。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。

○小野委員 こちらの制度なんですけれども、もう自由型が令和5年12月31日で締め切られているということなんですけど、次年度についても、また同じような期間設定を予定されているのでしょうか。募集ですね。

○夏目企画課長 今、すみません、こちら、資料のほうがちょっと分かりにくくて、申し訳ありません。

まず、1枚目の表のところで、課題型と自由型とありまして、12月31日までのものは課題型の④番という形になります。自由型については、ほかの課題型の①から③までと同様、年度末まで受け付ける予定です。課題型の④番につきましては、これは、ちょっと準備期間等、もしやるようになった場合には必要になるということで、早めに締切りを設けたというところです。

○小野委員 ありがとうございます。

こちらは、この期間内に募集と、それから、提案と締結までということで、順次、各所管でされているんでしょうか。それとも、全部、政策に関することなので、経営政策のところ取りまとめをされているんでしょうか。

○夏目企画課長 こちらの事業の流れですが、今回、初年度ということで、少しスタートが遅れたところはあるんですけど、まずは、庁内で課題の募集というのをやります。課題の募集をやって、それを公表して、提案につきましては、まずは、企画課のほうで受けるようにしております。企画課で受けて、それを、提案内容を精査した上で、各提案に係る所管のほうと協議をしたり、あるいは提案者と協議をしたりして、区側とか区民にメリットがあるというふうに判断を、企画課と所管課のほうで判断ができた場合には、協定を締結するというふうな流れにしております。これは、年度内に提案を受ける時期が例えば3月ということもあり得ますので、協定までを年度内というふうに限定しているわけではな

いんですが、提案を受けましたら、なるべく速やかに協議をして判断するようにしたいと思っています。

また、自由型につきましても、これは、課題自体を提案者のほうで設定するという、そういう前提になっておりますので、いつ受けるかに限らず、これは提案を受け次第、企画課のほうでヒアリングをしたり、所管課と協議をしたりして、協定をしていくかどうかの判断をしていくという、そういった流れになっております。

○小野委員 ありがとうございます。比較的、柔軟にご対応いただいているということが理解できました。

こちらの、例えばネズミ対策というので書いてあるんですけど、協定書そのものを作成するというのも、所管も交えて一緒に作られるのか、それとも提案する側が作られるのかとか、その辺りの事務的なことだけちょっと確認したいです。

○夏目企画課長 今回の提案につきましては、企画課のほうで原案をつくったり、あと、所管課と、当然、協定相手方ともすり合わせをした上でやっておりますので、3者が関わって、企画課のほうで調整しながらつくっていったという形になります。

○小野委員 はい。ありがとうございます。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

○小野委員 はい。

○小林委員長 ほかにございますか。

○大坂委員 今回、これはあくまでも公民協働推進制度というところで、区の負担が極力ないような形で、課題解決に向かっていく制度というふうに認識をしているので、なかなか法人さんにとってメリットがないと参加しづらいというところはあるのかもしれないけれども、制度の立てつけ上、それは致し方ないというか、その上でやってくれるところ、パートナーを探していくという認識なので、ある程度、この提案数が今年は少なかったかもしれないですけども、あまり企業側のメリットを増やすのではなく、このまま今後も進めていくというような考え方でいいのかどうか、その辺についての考え方を教えてください。

○夏目企画課長 こちらのほうに関しては、冒頭も申し上げましたし、今、大坂委員のほうからも話があったとおり、やはり区側あるいは区民にメリットがあるということが大前提です。ですので、基本的な姿勢は、委員おっしゃったとおりです。ただ、今、企業が割とCSR、社会的責任というような視点で、地域貢献をしたいとか、そういった考えでいろいろと区のほうにお話を持ってきていただくこともありますので、そういった場合には、いろんな協議を経た上でですけども、区にメリットもあり、そして、CSR、社会的な責任を果たすという企業さんの思いを遂げるというところで、双方にメリットがあるような形もあればいいなというふうに考えております。

○大坂委員 しっかりとした成果を出すためには本当に長い目で見て、なおかつ、広い視野でアンテナを張って、マッチングをしていく必要があるんだろうと思っているので、引き続きしっかりとやっていっていただきたいなと思っています。

1個だけちょっと細かい点で申し訳ないんですけど、確認なんですけど、今回、区のほうで追加の何か経費がかかるものではないという話がありましたけれども、裏面の主な協働内容のところ、忌避剤入りごみ袋の効果検証、これは恐らく事業者さんが効果検証の

ためのデータを取るということが一番大きな目的にはなるんだろうなと思っているんですけども、対象地域が鍛冶町二丁目からスタートなんですけど、最終的に区内全域となると、これ、かなり大きな範囲になるんだろうと思うんですけども、それでもやはり事業者さんがしっかりと負担をしていただけるのか、どの規模になるのか分からないですけども、その辺はどうなっているんでしょうか。

○夏目企画課長 まず、今回の協定の中身からいいますと、ネズミの問題が鍛冶町二丁目に限らないということで、こちら、鍛冶町二丁目のほうから、ネズミ対策に関して、もともと区のほうに相談があったということから、この地域から始めるということになっています。今回、区側の費用負担はないんですが、事業者のほうは全くこれに全て、全部お金を出しているかという、そういうわけではなくて、結局、忌避剤入りのごみ袋を契約相手方に販売をして、通常の業務をやりながらという形になります。これを横展開していくことが仮にあった場合、あった場合も、基本的には、区のほうで負担することはあまり考えていないということです。ただ、この制度、今回の協定に限らず、基本的には、連携開始の当初は、区は、当然、最初から経費負担することを前提にしておりませんが、例えば、ほかの提案で、何か試行して、2年程度試行して、この取組を継続していくには、そろそろ経費がかかってくるんだということで、効果があって、経費を払ってでも、それをやっていく価値があるというふうに認められた場合には、その提案者との契約は前提にしません、当然、入札とか、プロポーザルとか、通常の契約手続によってですけども、そういった手続を踏むんですが、将来的に、そういった経費を負担するということまでは否定はしていません。

○小林委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、（１）公民協働推進制度に係る協定の締結についての質疑を終了します。

暫時休憩します。10分程度。

午後3時04分休憩

午後3時13分再開

○小林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

引き続き、政策経営部を進めます。（２）千代田区子ども・子育て支援基金条例について、理事者からの説明を求めます。

○中根財政課長 それでは、政策経営部資料2をご覧ください。子ども・子育て支援事業基金条例について、ご説明いたします。

子ども・子育て支援事業基金条例につきましては、平成27年3月4日の施行、設置以来、3番、4番のところにございますとおり、私立保育所等整備補助や運営補助、認証保育所等の運営補助のような児童福祉に関する事業につきまして、累計で令和4年度までで約51億円余りを活用してまいりました。

この基金条例には、1番のところ、目的にありますとおり、保育需要への対応及び保育の質の向上を図り、子どもたちが健やかに育ち、子どもたちを安心して育てることができる環境整備に要する財源を確保するという第1条で目的を定めております。

今般の令和6年度予算からは、総合的な子ども・子育て支援事業を推進する予定でござ

いまして、そのためには、ここにあります保育需要への対応だけではなく、教育部門、あるいは、住環境の向上、子育て世帯の住環境など、幅広い分野に使う、この基金を使って事業を推進していく必要があると考えておりまして、そのために、この設置条例について改正することを、第1回定例会で改正することを予定しております。

説明は以上です。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。こちら、第1回定例会で議案になる予定の案件です。事前審査とならないよう、ご協力ください。また、資料要求等がございましたら、この場でお願いしたいと思います。

委員からの質疑、質問を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 なし。よろしいですね。

それでは、（2）子ども・子育て支援事業基金条例についての質疑を終了します。

次に、（3）千代田区手数料に関する規定整備について、理事者からの説明を求めます。

○中根財政課長 それでは、政策経営部資料3をご覧ください。手数料に関する規定整備について、ご説明申し上げます。

内容は二つございますが、（1）につきましては、先ほどの地域振興部の案件の（2）番のところで説明がございました案件に係る手数料を整備するものでございますので、ここでの説明は省略させていただきたいと思っております。（2）番のほうですが、こちらにつきましては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に伴う事務が千代田区でございまして、そのための手数料を、今、手数料条例に定めております。この法律がエネルギー消費性能の向上だけではなくて、再エネルギーの利用促進を図ることも、この法律に定められたことから、法律名が「消費性能の向上等に関する法律」という形で、法律の名称が変更されました。そのため、この法律に伴う事務について、第1回定例会で手数料条例の変更をすることを予定いたしております。

説明は以上です。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。こちら、第1回定例会で議案になる予定の案件です。事前審査とならないように、ご協力をお願いいたします。また、資料請求等がございましたら、この場でお願いしたいと思います。

委員からの質疑、質問を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 なし。それでは、（3）千代田区手数料に関する規定整備についての質疑を終了します。

次に、（4）番号利用法の改正等に伴う規定の整備について、理事者から説明を求めます。

○加茂情報システム課長 私のほうから、番号利用法の改正に伴う規定の整備についてご報告申し上げたいと思っております。

趣旨でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号利用法でございますが、今回、改正及びマイナンバーを用いた事務手続きの拡充、これを行うために規定、つまり、千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の整備を行うというものでございます。

概要は3点になります。1点目、番号利用法の改正に応じた表記の修正を行うということで、引用する条文を法に定めて改めるということとでございます。それから、2点目、児童育成手当及び子育て世帯への医療費助成においても、マイナンバーを活用した保険及び戸籍に関する情報照会ができるようにすると。このために、条例を整備するというものがございます。それから、3点目、生活保護法に基づく保護に準じた保護を受けている外国人等が医療機関を受診する際の資格確認にマイナンバーを活用できるようにするというと、整備をするということになります。

実施予定でございますが、①につきましては、改正番号利用法の施行の日から、②、③につきましては、改正条例の公布の日からということとでございます。

以上を第1回定例会に提出したいと思っております。

以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。この案件も第1回定例会で議案になる予定の案件です。事前審査とならないよう、ご協力をお願いいたしたいと思っております。資料請求等がございましたら、この場にてお願いしたいと思っております。

委員からの質疑、質問を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（4）番号利用法の改正等に伴う規定の整備についての質疑を終了します。

次に、（5）東京都市計画道路幹線街路環状第一号線（九段）整備事業に伴う九段第3合同庁舎内の工作物等移設工事について、理事者から説明を求めます。

○佐藤施設経営課長 それでは、東京都市計画道路幹線街路第一号線（九段）整備事業に伴う九段第3合同庁舎内の工作物等移設工事について、政策経営部資料5に基づきご報告させていただきます。

本日のご報告の概要でございますが、この本庁舎が入っております九段第3合同庁舎前の内堀通りの道路整備で、新たに道路部分となるこの部分でございますけども、この施設の工作物等を施設内に移設するものでございます。既に移設工事を行いました隣の2棟の合同庁舎と同様な形での工事を行いますので、その概要、内容につきましてご報告させていただくものでございます。

1、整備概要でございます。こちらは、道路整備の概要でございます。路線名は環状第一号線で、都道でございます。施工箇所は表記のとおりで、九段下の交差点から区役所の前を通り、その先の雉子橋の信号のところまでで、延長は約580メートルでございます。このうち、九段第3合同庁舎前部分は約80メートルでございます。都市計画決定日、事業認可日は表記のとおりでございます。現状、約22メートルの道路幅員を30メートルに拡幅するものでございます。事業施工者は、東京都第一建設事務所でございます。

この道路整備事業に伴います移転工事の対象といたしまして、2、対象敷地です。九段第3合同庁舎前の道路に面しました538.35平方メートルで、令和3年3月8日に東京都第一建設事務所に売渡しをしております。

3、道路整備のイメージでございます。現状、約22メートルの道路幅員を30メートルに拡幅し、自転車レーンの整備や歩道の拡幅を行うとのこととです。上段が現状で、下段のほうを整備後、幅員30メートルの整備後をお示しさせていただいております。

4、九段第3合同庁舎内の工作物等移設工事につきましては、恐れ入りますが、別紙の参考資料のほうをご覧ください。A3横のカラーのものでございます。

初めに、図面の見方でございますが、上部部分に凡例をつけてございます。撤去ですとか、移設を色分けで表記してございます。また、移設いたします工作物等につきましては、ナンバーをつけまして、その画像を下に写真で表記してございます。また、移設先を緑色の矢印でお示しいたしました。この図面の真ん中、左右に赤色の一点鎖線が都市計画線でございます、この赤い線より下が道路となります。都市計画道路上になります掲示板やサイン、旗ポールなど、施設運営上必要な工作物等を敷地内に移設を行うものでございます。

この図のほうでございますけれども、例えば、左下の⑦アルミ掲示板6箇所というふうに掲示がございまして、これは黄色でお示ししてございますので、一時撤去、取り外しをいたしまして、緑色の矢印で示した先、上側になりますが、その部分で移設をします。移設するものでございますので、赤色でお示ししたというところでございます。

基本的に、サインとか掲示板につきましては、敷地内に移設を行うというものでございます。

恐れ入ります。参考資料の次ページのほうをご覧ください。こちらが、上段が現状のものをお示しして、下段が移設後の状況でございます。こちらが、今、敷地内にありました樹木の部分でございますが、これは隣の2棟の合同庁舎と同じような形で、樹木の周辺を囲いまして、今後、樹木の診断を行い、具体の対応についての整理を行うということでございます。千代田区といたしましては、既に財産上は東京都第一建設事務所の所有となっておりますが、樹木の移植やその活用についての要望をしているところでございます。

恐れ入りますが、資料5にお戻りいただきまして、裏面をご覧ください。

5、スケジュールでございます。工作物等移設工事についての工事説明会を、本庁舎1階、区民ホールにて、3月13日水曜日、19時から東京都第一建設事務所が開催いたします。このご案内につきましては、広報（2月20日号）及び千代田区のホームページにて、周知を行います。工事期間は、本年5月から11月末になるという、11月末の予定とのことでございます。

ご報告は以上でございます。

○小林委員長 はい。報告が終わりました。委員からの質疑、質問を受けます。

○永田委員 1点、確認させてください。こちらの改修工事は、通り向かいの清水門側の歩道が狭かったりとか、あそこは路上駐車が非常に多い。そちらの自転車の通行が非常にしづらいというお話を聞いているんですけども、センターラインとか、そちらのほうは全く工事しないということか。で、今後の計画についてもあれば、教えてください。

○佐藤施設経営課長 東京都が行う道路整備の事業でございますが、資料5の3、道路整備イメージのほうをちょっとご覧いただきますと、ここがちょうど庁舎の前のところ、役所の前のところの断面図でございます、その右側、皇居側の部分、歩道も拡幅し、新たに自転車用の自転車レーンも整備するという予定と伺っております。したがって、自転車レーンにつきましては、左右両側とも整備をするというところでございます。

○永田委員 分かりました。いいです。すみません。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。

○米田委員 これは、基本的には、令和3年に売り渡しているから、東京都の工事でよかったですね。で、移設に関しては、区が負担しないといけないということなんですか。

○佐藤施設経営課長 一般的な形で申し上げますと、道路を売却したときに、その中にあるものについては財産になりますので、金額、お金を頂いて売却するというような形で、頂いた後に、今度、区あるいは国のほうで整備するというような形なんですけれども、二度手間になる部分がありますので、補償代行というように、その移設も含めて、東京都のほうでまとめてやっていただくという形の工事でございます。

○米田委員 はい。

○小林委員長 よろしいですか。

○米田委員 うん。

○小林委員長 ほかにございますか。

○入山委員 こちら——すみません、失礼しました。自転車の部分が減るということでもよろしいんですか、駐輪場。

○小林委員長 ちよくるもだね。

○入山委員 あ、そうですね。ちよくるの辺り。

○小林委員長 施設経営課長。

○佐藤施設経営課長 ちよくるの部分でございますが、ちょっとここに表記がなくて、申し訳ございません。現在、8台のちよくるの置場があるというところでございます。敷地面積が減った関係で、現状の敷地内に設けるとするのが非常に難しいというところがございます。したがって、ここが都道になりますが、東京都のほうと、今、協議をしております。新たにできる歩道の中にちよくるの置場、およそ20台ぐらい確保しようというところで、協議を行っているというところでございます。

○小林委員長 駐輪場は。

○佐藤施設経営課長 はい。駐輪場につきましては、現在、20台の自転車置場がございます。図面の参考資料のA3の図面でございますが、この赤い線に対して直角に交わっている自転車置場をその上で赤い線で斜めに書いてございますが、同様の20台が置けるような形で、そこに自転車置場を整備するという計画となっております。

○小林委員長 ボラードのほうにも置いていたし、⑧の。

○佐藤施設経営課長 すみません。このボラードの部分なんですけれども、置かれている方もいらっしゃるんですけど、一応、施設としての自転車置場、駐輪場の部分につきましては、この左側の20台というところでございます。

○小林委員長 なくなる。自転車置場としては使えなくなるということね。

○佐藤施設経営課長 この部分につきましては、下にタンクがございまして、そこをタンクにオイル等を充填するときのタンクローリーとかが入ってくるためのスペース、通路となっている部分がございますので、駐輪場ではないというところで、そういうスペースもなくなるということになります。

○小林委員長 なくなるということ。

入山委員。

○入山委員 ありがとうございます。

そもそも、じゃあ、ここは駐輪場じゃないというような認識でよろしいということと、あと、どうしても来庁する方、自転車を結構利用される方が多いと思うので、併せて、こっちのちっちゃいほうの道路のほうに駐輪場があると思うんですけども、大分劣化も激しいですし、区民の利用のためにも、そちらも一緒に整備していただけたらなと思います。いかがでしょう。

○佐藤施設経営課長 ちょっとすみません。説明が足りず、申し訳ございません。左側の細い道路側の部分も、現状も自転車置場として利用していると。国と一緒に利用しているという部分がございます。使っていないものとか、ちょっと古いものとかもありますので、適宜、国とも協議しながら整理しているという部分もありますけれども、その部分が使えますよという部分のご案内と有効に活用できるように、きれいに整理をしていきたいというふうに思います。

○小林委員長 ほかにございますか。

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（５）東京都市計画道路幹線街路環状第一号線（九段）整備事業に伴う九段第3合同庁舎内の工作物等移設工事についての質疑を終了します。

次に、（６）財産の取得について、理事者から説明を求めます。

○小林区有施設担当課長 それでは、財産の取得について、政策経営部資料6に基づきご説明させていただきます。

旧区立外神田住宅区分所有部分の取得につきましては、昨年の第4回定例会で1件分の権利の取得に関するご議決を頂いたところです。引き続き、残りの権利者と交渉を進めてまいりまして、今回、1者の方と仮契約を締結することができましたので、前回の説明と重複する部分がありますけれども、ご説明させていただきたいと思います。

資料のほうをご覧ください。旧区立外神田住宅は昭和46年に竣工した建物で、築50年以上経過し、老朽化が著しく、耐震性に問題があることから、早期解体に向けて、区分所有者等の権利を区が取得するものとして事業を進めているものです。

これまでの経緯といたしまして、まず、令和元年第4回定例会で取得に係る補正予算をご議決いただき、各権利者との交渉に着手いたしました。その後、取得に関する議決として、令和2年第1回定例会で、18者の区分所有者のうち11者分の取得について、令和2年第3回定例会で3者分の取得について、令和4年第4回定例会で1者分の取得について、そして、前回、昨年の令和5年第4回定例会で1者分の取得について、それぞれご議決いただいているところです。この結果、現在、18権利者のうち16者分の権利が取得済みという形になっております。

今後のスケジュールですが、その後、残りの区分所有者2者の方と交渉を続け、今回、1者の方と仮契約を締結いたしました。この1者の取得につきまして、千代田区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、今後、議案として提出する予定となっております。

なお、残り1者の区分所有者の方につきましても、引き続き、取得交渉を進め、早期の合意を目指したいというふうに考えているところです。

ご説明は以上になります。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。この案件も、第1回定例会で議案になる予定の案件です。事前審査とならないよう、ご協力ください。また、資料要求等がございましたら、ここでお願いしたいと思います。

委員からの質疑、質問を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 なし。それでは、（6）財産の取得についての質疑を終了します。

次に、（7）千代田区公共施設等総合管理方針改定の進捗状況について、理事者から説明を求めます。

○小林区有施設担当課長 それでは、千代田区公共施設等総合管理方針改定の進捗状況につきまして、政策経営部資料7に基づきご説明させていただきます。

本件につきましては、昨年の当委員会で、本方針の改定の背景や概要、改定に向けたスケジュールなどについてご報告させていただいているところです。前回の委員会でご説明したとおり、この間、庁内検討会で議論を行い、区民世論調査や区政モニターへのアンケートの実施、庁内の各施設所管課への施設実態調査を行うなどして、改定作業を進めているところです。改定作業のほうはまだ継続中ではありますが、今回は、現時点での進捗状況と改定のポイント、今後の予定などについてご報告させていただきたいと思えます。

資料のほうをご覧ください。まず、項番1の改定の背景ですが、前回の報告の振り返りを含めて、簡単にご説明したいと思います。千代田区公共施設等総合管理方針につきましては、庁舎や学校などの区有施設と道路などの都市基盤施設の現状や将来の見通しを整理しているもので、施設の管理に関する方針や今後の方向性といったものを示したものになっております。これは、国、総務省の指針を踏まえて、平成29年3月に策定したものになります。公共施設を取り巻く情勢が変化していることや、国の指針自体が改定されたことを受けまして、今年度から来年度にかけて見直す作業を行っているものになります。

次に、項番2の改定作業の状況についてです。昨年6月に改定業務の事業者をプロポーザル方式により選定し、現在、作業を進めているところです。前回、ご説明いたしましたように、今回の改定に向けましては、全庁的な課題把握と整理を行うために、庁内検討会を設置して、改定作業を行っております。また、外部の公共施設マネジメントの専門家の助言も受けつつ、検討を進めているところです。この庁内検討会は8月に第1回目、12月に第2回目を実施しており、改定に向けたスケジュールや方針改定の方向性、改定のポイントなどについて、議論したところです。今後、改定作業の進捗状況に応じて、引き続き、検討会の開催を予定しております。

また、区民の皆様や区立施設を利用する利用者の意見も把握していくこととしておりました。この区民の皆様や利用者の方々からのご意見につきましては、9月から10月にかけて、区政モニターアンケートや区民世論調査を実施したところです。

項番3、改定のポイントになります。併せて、別添参考資料をご覧くださいと思います。

今回、改定のポイントを参考資料として添付させていただきましたが、この中からポイントとなる部分を資料のほうに抜粋しておりますので、そのまま資料に沿ってご説明させ

ていただきます。

まず、ポイントの一つ目、（１）施設に関するこれまでの方針等の一元化です。前回の報告の際にもご説明した点ではありますが、公共施設等に関する方針や考え方につきましては、この総合管理方針のほかにも、財産活用方針や公有財産白書など、複数のものを策定しております。公共施設を取り巻く環境や課題、現状把握等に関する部分などで関連する事項が多くあることなどから、今回、改定を契機に、内容を整理して、全体が把握できるようなものに一元化していきたいというふうに考えております。また、個々の施設の現時点での改修見通しなどについても整理していきたいというふうに考えております。

次にポイントの二つ目、（２）用途特性等の整理です。現行の管理方針でも、施設の用途別の特性をまとめていますが、今回の改定では、各地域にどのような特徴があるかなど、改めて地域の特性を確認するとともに、学校や保育園、文化施設、高齢者施設など、施設の用途の分類を現行の分類よりも少し細分化して、それぞれの施設の利用実態などの特性を整理していきたいというふうに考えております。

ポイントの三つ目、（３）改修工事等の見通しの毎年の更新です。各区有施設の１０年先までの改修工事等の見通しを中期計画としてまとめ、これを毎年更新して、公表していきたいというふうに考えております。また、各施設の所在地や施設情報を写真つきの資料で掲載していきたいというふうにも考えております。

最後に、ポイントの四つ目、（４）新たな政策等への対応です。平成２９年の前回の方針改定時から現時点に至るまで、第４次基本構想をはじめ、環境に関する各計画、DX戦略、地域防災計画、ウォークアブルなまちづくりなど、新たな政策や方針が策定されています。当然のことながら、今回の改定においては、例えば、環境配慮の建物、防災計画に応じた避難所など、これらの新たな政策や方針に対応するために必要となる施設の性能や仕様について整理し、併せて、必要となるコストや工期などもシミュレーションできるように検討していきたいというふうに考えております。

引き続き、改定作業を進める中で、皆様からのご意見や様々なデータなどを踏まえて、ご説明した内容、変動する可能性もありますけれども、現時点では、このようなポイントなどを考慮して、改定作業を進めているところです。

最後に、項番４、今後の作業スケジュールについてです。今後、庁内検討会の議論などを踏まえて計画の改定案を策定し、６月をめどにパブリックコメントを実施し、夏頃に千代田区公共施設等総合管理計画として策定していきたいというふうに考えております。

本日は、管理方針改定の進捗状況と改定のポイントについてご報告させていただきました。今後もスケジュールに沿って改定作業を進めてまいります。今回のように、適宜、進捗状況をご報告させていただきながら、引き続き、委員の皆様のご意見も伺ってまいりたいというふうに考えております。また、先ほどご説明したとおり、今後、改定案を策定し、パブリックコメントなどを行い、区民の皆様や利用者の方々のご意見なども聞きながら作業を進めてまいりたいというふうに考えております。その際には、当委員会にも、パブコメの前後でご報告を差し上げたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

ご説明は以上になります。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑、質問を受けます。

○小野委員 こちらの進捗状況について、分かりやすい資料、ありがとうございます。

こちらは、今回、毎年、内容を更新していったって、予算の概要に都度追加を載せていかれるのかなというふうに解釈もしたんですけども、この間、全員協議会の中で、これからの財政の見通しというところに関連して、この施設についてどうかというような質問があったかと思います。このスケジュールを見ると、6月にパブコメがあって、夏頃に実際に方針がしっかりと示されるということになっているんですけども、現段階の参考資料も非常に参考になると思いますし、分かりやすいと思います。特に、そのときに議員から質問があったのが、多分、この6ページや7ページに係ることなのかなというふうに思いましたので、場合によっては、参考資料として、こういったものもご活用、途中でいただければなと思いますけれども、予算で。その点について、資料については、いかがでしょうか。

○小林区有施設担当課長 スケジュールの進捗状況に応じて、そういった資料が出せるかどうかというのは、ちょっとまだ未定のところはあるんですけども、来年、再来年度以降は、そういった形で、毎年更新していくものの中に、施設の概要といったものが出せるかと思っています。方針や考えの部分、10年間の計画期間を考えていますが、委員ご指摘のとおり、この計画の一部になるんですけども、改修工事等の見通しの一覧表ですね、参考資料でいう、7ページの部分にイメージの図を載せさせていただいているんですけども、こちらのほうは毎年更新して、公表していくといったことを考えています。例えば、施設の築年数に応じて、給排水や工事とか、大規模改修、どの程度できるかとか、そういったものを考えているんですけども、そういったものが策定して出せていければいいかなというふうに考えているところです。

○小野委員 はい。よろしくお願いします。

○小林委員長 はい。いいですか。

ほかにございますか。

○米田委員 少しかぶるんですけど、前までだと、みらいプロジェクトにこういうのが載っていたと。次からは、こういう総合管理方針の中で示していくと。その都度変わっていく部分は、これを更新していく中で変わっていくと。だから、1年ごとに更新していくという形でいいんでしょうか。

○小林区有施設担当課長 委員ご指摘のとおりになるんですけども、施設の機能更新に関しては、計画的に進めていかなきゃいけないという必要がある一方で、社会状況の変化とか、人口動向の変化、あと、利用者の人数の変化とか、そういったものがあるかと思っています。その時々状況に応じて対応していく必要があるというふうに認識しておりますので、変化に対応していくためには、臨機応変な対応も必要というふうに考えていますので、その都度の計画の見直し、毎年の見直しというのをしていきたいというふうに考えているところです。

○米田委員 その際は、我々、委員にもしっかり知らせていただきたいなと思います。

これは、第4次基本構想とかの中の関係上でも、今後、こっちのほうで、計画的にこの施設に関しては進めていくという形でよろしいんでしょうか。

○小林区有施設担当課長 繰り返しになります。7ページのこちらにイメージ図を書かせていただいているんですけども、既存施設のこういった改修がありますよというのは、

上段のほうというんですかね、黒い字で書かれている部分になります。で、今後の予定というふうに、下段のほう、波線の下にあるんですけども、こちらのほうは、予算がついたりして、調査検討する段階になったものについては、こういったところで記載していけるかなというふうに、今、考えているところです。

○米田委員 今までそういうところがごちゃごちゃになっていた記憶が私の中でありましたんで、しっかり示して行って、当然、時代の変化とか、コロナなんかがあったりしたり、様々、震災があったりしたら、がらっと変わってきますんで、その辺は、しっかり説明、基本構想も含めて、予算とか、決算のときにしっかり示していただきたいと思いますけど、いかがですか。

○小林区有施設担当課長 企画課や財政課なども連携しまして、こういったところで、しっかり更新をかけて、また、ホームページ等でしっかり公表していきたいというふうに考えていますので、その辺はちゃんとやっていきたいというふうに考えております。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

すばらしいのが出てきているんですけど、先ほどから言ったように、7ページ、これ、波線が下のほうにあるんですけど、これ、全部示すということですか、波線以下も。

○小林区有施設担当課長 すみません。繰り返になってしまうかもしれませんが、予算に表れて、調査検討したりとか、工事が行われるとか、基本構想の検討が始まるとか、そういったイベントごとが始まる、予算がついてイベントが始まるといった段階になった際には、こちらに掲載していくことになろうかと思えます。

○小林委員長 それは、今後の予定でしょう。

○小林区有施設担当課長 はい。

○小林委員長 今後の予定はそうだけど、その上の部分のことを言っているんです、私は。その上の部分も、ここ、波線で切れているけど、予算のないところは、白で全部書いていくんですか。もう少し言うと、これが、もうちょっと詳しいのが、その時点、時点で言うと公有財産白書なんだけど、白書は作らないということですか。

○小林区有施設担当課長 基本的に、既存の今ある建物については、この上段のほうで記載していく、全てですかね、記載していくことを考えています。

ポイントの一つ目でお話ししたんですけども、公有財産白書につきましては、今回の改定の中で、資料の3の1のところですね、公有財産白書を一元化して、今回のものに取り込んで、毎年更新していくような、多分、人口とか、そういったものというのも、毎年、変わっていくものだと思いますので、毎年更新していくものの中で、更新をして、公表していくといったことを現在考えているところです。

○小林委員長 はい。ありがとうございます。すばらしいことで、よろしくお願ひしたいと思えます。

10年ですね、これだとね。10年の計画が出ているということは、ほとんどこれでカバーをしていただけるものだと思いますので、引き続き、しっかりお願ひしたいと思えます。

それでは、ほかにございませぬよね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。では、（7）千代田区公共施設整備等総合管理方針改定の進捗状況についての質疑を終了します。

次に、（８）（仮称）神田錦町三丁目施設整備工事等について、理事者から説明を求めます。

○武笠契約課長 では、（仮称）神田錦町三丁目施設整備工事等について、政策経営部資料８に基づきご説明いたします。

本案件は、第１回定例会でご審議をお願いする予定の案件について、事前に情報提供させていただくものでございます。

（仮称）神田錦町三丁目施設は、設計、施工、維持管理を行う事業者を一体的に選定するDBO方式により、事業者選定を行っております。施設整備工事等の契約には、１億５、０００万円以上の工事が含まれますため、区議会のご議決をお願いする予定でございます。

では、政策経営部資料８をご覧ください。工事場所は、神田錦町三丁目１０番地、旧千代田保健所の跡地でございます。

業務内容は、施工のための調査、設計、工事監理、既存施設の解体、新規施設の建設でございます。維持管理については別途契約する予定です。

契約期間は、契約締結日の翌日から令和９年１月３１日までを予定しております。

業者の選定は、保健福祉部において、公募型プロポーザルを実施し、スターツグループを選定いたしました。提案価格は４０億２、０５０万円。グループの構成は、記載のとおりでございます。

なお、本日は契約についての情報提供をさせていただきましたが、本施設整備については、所管課である障害者福祉課及び高齢介護課から文教福祉委員会へ、適宜ご報告を行っております。昨年１２月２５日には事業者選定について、本年２月１日には施設整備の概要について、文教福祉委員会へのご報告が行われております。

ご説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。

この案件も第１回定例会で議案になる予定の案件です。事前審査とならないように、ご協力をお願いします。また、資料要求等がございましたら、ここでお願いします。

委員からの質疑を受けます。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 そしたら、資料で、選定メンバーと、それから、人数等も含めて、メンバーと、あと、評価配点、得点、どういうふうに得点の差があったのかというのが分かる表を用意していただけないでしょうか。

○武笠契約課長 所管課と相談いたしまして、ご用意をさせていただきます。

○小林委員長 はい。お願いします。

ほかにございますか。

よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それで、（８）（仮称）神田錦町三丁目施設整備工事等についての質疑を終了します。

次に、（９）お茶の水橋補修補強工事について、理事者からの説明を求めます。

○武笠契約課長 では、お茶の水橋補強補修工事について――あ、失礼いたしました、お

茶の水橋補修補強工事について、政策経営部資料9に基づきご説明いたします。

本案件は、専決により契約変更を行い、第1回定例会でご報告する予定のため、事前に情報提供をさせていただきます。

オリンピック開催期間中に見込まれていた工事中断期間が短縮されたこと及び警察協議により、作業帯が拡大されたことに伴い、工期が短縮され、経費が削減されたため、契約金額31億1,306万3,500円を30億9,637万4,300円に変更するものでございます。

契約期間は、裏面に記載がございますが、令和7年3月31日までを令和6年3月31日までに短縮といたします。

なお、本件については、昨年12月8日の環境まちづくり委員会へ工事についてのご報告を行ってございます。

ご説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。

この案件は、第1回定例会で専決処分の報告が予定される案件ですので、ご承知ください。

委員からの質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。では、（9）お茶の水橋補修補強工事についての質疑を終了します。日程第1、報告事項を終了いたします。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。じゃあ、2に入ります。2、その他に入ります。

委員から何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 理事者から何かございますか。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 令和6年千代田区二十歳のつどいを、去る1月8日月曜日、成人の日に、ホテルニューオータニを会場に開催いたしましたので、実施結果につきまして、口頭で情報提供させていただきます。

12月8日の常任委員会で約390人のお申し込みがあったことをご報告いたしました。当日363人の方々にご参加を頂き、無事終了いたしました。363人の内訳につきましては、区民で二十歳の方が214人、区立小中学校・中等教育学校を卒業しました区外在住で二十歳の方149人でした。

区議会議員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席をありがとうございました。

ご説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。質疑、質問のある方。

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、この件に関して、終了します。

その他ございますか。

○石綿総務課長 その他といたしまして、総務課より予備費を充用させていただきました件を、口頭によりご報告させていただきます。

皆様ご承知のとおり、今年の元日に石川県能登地方を震源といたします最大震度7の地震が発生をいたしまして、200名以上の方がお亡くなりになり、多くの住家に被害があったほか、今なお、一部地域では、停電や断水が続いている状況でございます。この令和6年能登半島地震につきましては、政府が激甚災害に指定するなど、甚大な被害をもたらした災害であることから、本区では、このたびの被災された地域の中で最も被害の大きい石川県に対しまして、議会の皆様にもご確認をさせていただいた上で、千代田区議会及び千代田区といたしまして、100万円の見舞金を贈呈したものでございます。その財源といたしまして、今回、予備費を充用させていただき対応いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

なお、見舞金は、1月16日、災害対策・危機管理課長が、本区内にございます同県の東京事務所を訪問し、目録の贈呈とともにお見舞いを申し上げたところでございます。

ご報告は以上でございます。

○小林委員長 はい。報告が終わりました。

この件について、何かございますか。

よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、長時間にわたりご協力を頂きまして、ありがとうございました。

本日は、この程度をもちまして、閉会といたします。ありがとうございます。

午後3時56分閉会